

## 第3回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 令和元年5月24日(月)

2. 招集日時 午後1時30分

3. 招集場所 役場3階会議室

4. 出席委員 農業委員：

会長(10番) 山田 一夫

会長職務代理者(9番) 笹山結実男

1番 安田正一郎、 2番 畑林 悦男、 3番 細谷地 司  
4番 内澤 初蔵、 5番 下谷地敦雄、 6番 福田 光雄  
7番 苅谷 雅行、 8番 西舘 徳松

農地利用最適化推進委員：

1番 坂本 武道、 2番 木村 正司、 5番 寺澤 正幸  
7番 工藤 郁子、 8番 増尾 勝男、 9番 本田 健耕  
10番 間賀 敬一

5. 欠席委員 農業委員：なし

農地利用最適化推進委員：

3番 大久保 広、 4番 太田 正、 6番 古里 典子

6. 事務局職員 事務局長 小林 浩、 局長補佐 長瀬 設男、 主査 鶴飼 義信  
主事 小林 誠、 主事 永井 重徳

議 長 (山田会長)

それではただいまより、第3回軽米町農業委員会総会を開会いたします。

( 午後1時30分 開会 )

議 長 本日の出席農業委員は、10名で、在任委員の過半数に達しておりますので  
会議は成立いたしました。

また、農地利用最適化推進委員は、7名の出席となっております。

なお、大久保委員、古里委員、太田委員の3名から欠席の報告がございました。

それでは日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より  
指名することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

議長 ご異議がないので 5番 下谷地敦雄委員、6番 福田光雄委員のお二方に  
お願いいたします。

日程第2、会期についてお諮りいたします。本日一日といたしたいと思いま  
すが、ご異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

議長 ご異議がないので、本日一日と決定いたします。

それでは議事に入ります。日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定によ  
る許可申請について上程いたします。朗読をかね説明をさせます。

事務局 (別紙議案書により朗読、説明)

それでは、お手元の議案書の1ページ、議案第1号をご覧いただきたいと思  
います。件数は、2件の提出となっております。

番号1、大字〇〇第〇地割の田んぼの1筆でございます。面積は628㎡、  
こちらは贈与による無償移転になります。〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ  
の贈与、無償贈与となります。現地確認は、太田委員、下谷地委員にお願いし  
てございます。

番号2、こちらは畑2筆、田んぼ2筆になってございます。田んぼのほうが  
合計で3,350㎡、畑が6,077㎡、合計で9,427㎡となります。こ  
ちらは〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの無償の贈与となります。こちら  
も現地確認のほうは、太田委員、下谷地委員にお願いしてございます。

以上の2件となります。よろしく申し上げます。

議長 ただ今説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号1及び2  
について、太田委員と下谷地委員に依頼しておりますので報告願います。

下谷地委員 番号1について報告します。位置、周囲の状況は国道から〇〇地区方面へ2  
00mくらいのところにある田んぼでございます。周囲の状況は、周りはずべ  
て田となっております。譲受人が農地の全てを効率的の利用できるかについ  
ては、元々、譲受人と譲渡人の田は、組田になっておりまして、去年あたりから  
譲受人が作付して耕作しております。そして譲渡人も高齢の為、田畑を処分し  
たいということで、譲受人にそのまま譲るということですので、問題なく許可  
相当であると考えます。

番号2、一つ目は大字〇〇第〇地割で、これは〇〇〇〇から150mぐら  
いのところに位置する農地でございます。次の二つの田んぼは、先ほどの譲受人  
に譲る田んぼの近くということで、大体同じ状況です。最後の第〇地割の畑で  
すが、これは国道沿いにある畑の反対側に、消防屯所から20mぐら  
いの道路

沿いの農地となっています。上の方は問題ないのですが、下の方が5反歩ぐらいの畑で、使える部分がだいたい1反歩ぐらいです。あとは以前に栗の木を植えていたようで、譲受人は伐根してなんとか畑に戻したいという話をしていた。この申請は、許可相当であると考えます。付け加えると、譲渡人は高齢で、後継者の方も相続は放棄するという話になっているので、生きているうちに田とか畑を全部処分したいということでこの話がでたようですのでよろしくお願ひします。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。  
番号1について。

( 「異議なし」との声あり )

議 長 番号2について。

( 「異議なし」との声あり )

議 長 ご異議がないので議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については原案のとおり決定することにいたします。

議 長 日程第4、議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 お手元の議案書2ページからになります。この件につきましては、議案第3号の配分計画に絡みますので、併せて説明するかたちでよろしいでしょうか。  
議案第2号、2ページ目の番号1ですけれども、こちらは〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの賃貸借による集積計画となります。場所は、大字〇〇第〇地割の畑。面積は1,405㎡と、同じく第〇地割の3筆で、合わせて4カ所合計で45,391㎡となります。こちらは、5年間の賃貸借ということで、金額ですと備考欄の年額136,173円ということになります。こちらは、直接お二人の間での賃貸借になります。新規での案件になります。現地確認のほうを、太田委員、福田委員にお願いしてございます。

番号2、こちらも新規となります。場所は、大字〇〇第〇地割の畑、1筆でございます。面積は3,346㎡。こちらにつきましては、農地中間管理機構への貸与ということで、こちらは無償の使用貸借ということになります。議案第3号のほうと関連しますが、ページ数でいきますと12ページになります。〇〇〇〇さんの土地を最終的に借り受けるのは、〇〇〇〇さんということになります。期間のほうは6月1日から5年間の設定となります。

戻っていただきまして、3ページになります。番号3番から番号13番まで、一括でご説明させていただきますが、こちらにつきましては、合計で2

2筆、168, 684㎡になります。

番号3、場所は大字○○第○地割の畑が2筆で合わせて20, 000㎡。  
所有者は○○○○さんです。

番号4、大字○○第○地割の畑で、6, 410㎡。こちらは○○○○さん。  
所有者が別となっておりますが○○○○さんとなります。

番号5、大字○○第○地割の畑で5, 532㎡。○○○○さん所有。

4ページの番号6、大字○○第○地割、畑、54, 551㎡で、○○○○  
さんの所有。

番号7、大字○○第○地割、畑、21, 800㎡で○○○○さんの所有。

番号8、大字○○第○地割、2筆で6, 251㎡。○○○○さんの所有。

5ページの番号9、大字○○第○地割と、第○地割が3筆。合計4筆で2  
5, 619㎡。○○○○さん所有。

番号10、大字○○第○地割が2筆、第○地割が1筆で、合計で5, 70  
4㎡。○○○○さん所有。

番号11、大字○○第○地割と、第○地割の2筆分で9, 393㎡。○○  
○○さん所有。

番号12、大字○○第○地割が3筆で6, 696㎡。○○○○さん所有。

番号13、大字○○第○地割と、第○地割の合計で6, 728㎡。○○○  
○さん所有。

以上になりまして、これが岩手県農地中間管理機構への利用権設定となり  
ます。22筆で168, 684㎡。これが、ページ数でいくと10ページと  
11ページになりますけれども、議案第3号のほうで、○○○○さんのほう  
に、貸与となるということでございます。

続きまして7ページに戻っていただきまして、番号14、大字○○第○地  
割が3筆ございまして、8, 413㎡になります。こちらは○○○○さんから  
、岩手県農地中間管理機構への無償での使用貸借となります。期間は10  
年になります。最終的に、11ページになりますけど、○○○○さんへの貸  
与となっております。

番号15、大字○○第○地割、畑の1筆で223, 306㎡。○○○○さ  
ん所有。

番号16、大字○○第○地割の畑、6, 276㎡。○○○○さん所有。

番号17、大字○○第○地割の畑、20, 434㎡。○○○○さん所有。

番号18、大字○○第○地割の畑、2筆合計で1, 811㎡。○○○○さ  
ん所有。こちらの分が、最終的には11ページになりますが、農事組合法人  
のほうへの貸付け、転貸となります。

以上、18件分の利用集積計画となります。議案第2号については、以上  
の説明となります。よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、説明申し上げたとおりです。番号1から番号18まで一括でご意  
見を伺いたいと思います。

- 荻谷委員 7ページの15番、〇〇〇〇さんの22町3反歩の畑は、現状ではどういう状況なのか。採草放牧地なのか、またはデントコーンとか。
- 事務局 〇〇牧場の周りの草地の部分が畑になっておりまして、そちらでございます。
- 荻谷委員 今までは、直接に貸借を結んであったのをなんで今回、農地中間管理機構を通すことにしたのか。
- 事務局 以前、貸借状態にはありましたが、本年3月31日で一度、契約期間が満了になりました。ちょっと期間が空いたのですが、またそのまま継続というかたちになります。同じかたちでの貸借となります。
- 荻谷委員 全部の案件が実質上、継続だが、3月から2カ月空いたことで新規という表現になったということか。
- 事務局 農事組合法人の分がそうなります。あと、さきほどの〇〇〇〇さんとの案件については、直接、農地中間管理機構を通さない貸借があったのですが、それを貸借期間の途中でしたが、農地中間管理機構を挟んだかたちに組み直したというか、今からまた、スタートするかたちになります。
- 議長 他にございますか。
- 寺澤委員 農地中間管理機構を通した時に、貸した人と借りた人に、奨励金とか何かあるのか。
- 事務局 今年度からまた5年ごとのスパンで協力金というのが変わっていているのですが、平成26年度から平成30年度までは個人タイプのものがあったのですが、平成31年度からは経営転換協力金という、田んぼだったり、畑だったりどちらかの部門をやめたり、どちらの部門も全部農地を他の人に貸すっていうタイプは残りました。前みたいに、一つの担い手の田んぼの隣を借りて、出し手に10aあたり5千円あげるというのは、平成30年度で廃止となってございます。あとは地域集積協力金という、地域で何%集積率を上げたので、この分の奨励金をあげますよっていう制度が拡充になってございます。経営転換は、最終的には申請の時に確認しますが、10年間の貸借がないと対象にならないので、5年間とかであれば要件に満たないので対象にならない可能性はございます。地域集積については、今後、その地域に集積があったのを確認して、最終的な集積率をもって申請できる状態かできないかっていうのは確認するかたちになります。
- 畑林委員 10年だったら、いくらぐらいもらえるのか。

事務局 経営転換だと1反歩あたり1万円になります。所有者に対して。5年間で廃止になりますが、今現在、2年間残っていて、平成33年度からは、人・農地プランの実質化というので、それを作成した地域に所属する人でないともえられないというかたちになります。

内澤委員 農地集積の集積率っていうのは、1カ所の農地に対しての何%によって、国からの交付金が変わってくるということか。

事務局 地域のくくり方によりますけど、道路とか川とかで1つの集落と見て、その農地の何%が集積しているか。

内澤委員 全体の何%ということ？

事務局 行政区とか、人・農地プランが10地区ありますけど、それで分けるとかではなくて、ここの地域で「集落」というのを設定して、その中で何%機構を通して集積率をあげましたかというかたちになるので、全ての農地が対象になるので、パーセンテージを上げるには、結構面積を大きくしないと厳しいものもあります。

事務局長 農事組合法人への出し手の人は、行政区がまたがっているのか。

事務局 行政区は、同じです。農地の場所にくくるので、人がどこにしようがその農地を地域として設定して、そこにある農地が機構を通して何%借りたかということになります。

荻谷委員 地域の設定は誰がやるのか。

事務局 市町村だったり、大体ここの地域っていうのを設定したり、農家の方とお話ししてその時に、農用地利用組合みたいな地域の任意組合を作っていて、そこに交付金を払うかたちになります。そこで用途を決めてやっていくかたちになります。

議長 地域を決めてしまわないと何も進められないということ。

事務局 この前やったのは〇〇地区だったので、圃場整備とかやっているのでも括りはしやすかったのですが。地域をどの程度にするか、マスタープランでいけばかなりの面積になるので集積率が上がらない。低くすると、どこまで括るか話し合っていないといけない。

荻谷委員 それを決めるのは市町村なのだろうけども、それに関して農業委員会でもし

っかり関わるべきではないのか。なるべく貰えるように。

事務局　そうですね。今後、人・農地プランの実質化等に関わって、市町村も農業委員会も一緒になってやっていかなければならないと思いますので、今後話し合っていきたいと思います。

荻谷委員　今の人・農地プランのくくりだと、広すぎてどこももらえない。きょうは無理だけど、勉強会みたいなのを開いてどういう仕組みになっているというのは、私達も理解していきたい。

事務局長　そういった地区の人・農地プランは、転貸でなくても、括りを作っていって組合みたいなのを作ってもいいのか。

事務局　それを県に出して、県に認められればオーケーです。

事務局長　〇〇地区の事例があるように、例えば〇〇地区の〇〇だったら、〇〇でくくって組合作って、その中であれば地域集積協力がもらえる可能性があるってこと。

事務局　あります。

議長　近いうちに、協議の中でテーマを決めてやりたいと思います。

荻谷委員　せっかくこういった形で集積している、貰える可能性があるのに貰ってあげられないというのは我々の責任も、業務の中でも瑕疵にあたると思うので。我々も理解してやらなければならないと思う。

下谷地委員　これは一回貰えば終わりでしょ。毎年なのか。

事務局　ある年に、例えば100あった農地のうち50について一回貰い、残りの50に対して、どれくらい集積率が上がったかで、かける交付金の単価プラス面積で貰える。

議長　これは徹底的にやらなければならない案件だと思いますので、次回になるかわかりませんがちゃんとテーマにして、協議の中でやりたいと思います。他にございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

議長　ご異議がないので議案第2号については、原案のとおり決定することとし、

計画策定について町長へ要請いたします。

議 長 日程第5、議案第3号 農用地利用配分計画案に対する意見について、上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 ページ数でいきますと9ページからになります。

番号1は、9ページと10ページの2ページにまたがっております。10ページの最後のところになりますが、田んぼ1筆7,577㎡、畑21筆で161,107㎡、合計で168,684㎡を農地中間管理機構のほうから、〇〇〇〇さんへの転貸ということになります。こちらのほうは、来月から令和5年3月までの期間となっております。この賃借料につきましては、年額56万4,100円となっております。以上が、番号1となります。

続きまして、11ページの番号2になります。大字〇〇第〇地割の畑が3筆、第〇地割の畑が2筆、合計251,827㎡になります。こちらは、農事組合法人への転貸となります。こちらは、6月から令和6年5月までの5年間ということになります。賃借料は年額75万5,481円となっております。

続きまして番号3。大字〇〇第〇地割の田んぼ3筆で8,413㎡。こちらにつきましては、〇〇〇〇さんへの使用貸借というふうになってございます。こちらは、期間は10年となっております。

続きまして番号4。12ページになります。大字〇〇第〇地割の畑、3,346㎡になります。こちらは〇〇〇〇さんへの転貸となりまして、使用貸借というふうになってございます。期間は5年間となっております。

以上が議案第3号の農用地利用配分計画についての意見を求めるものでございます。

苅谷委員 そうするとこの案件については、今回、協力金の関係では10年の貸借は1件しかないので、残りの5件分の貸借は最初から対象外という解釈でよろしいか。

事務局 個人タイプが10年でして、地域タイプは年数の制限はないです。ですので対象になるかもしれないですけども、あとは再設定だと対象にならない場合があるので、特定作業受委託とか、あとは今までやっていたというのは該当になるのかどうかは、県と相談して。要件に合致するかどうかは確認してみます。

議 長 番号1から番号4まで一括でご意見を伺いたいと思います。よろしいですか。

( 「異議なし」との声あり )

議 長 ご異議がないので議案第3号 農用地利用配分計画案については、原案のと

おり異議のない旨を町長へ報告いたします。

議 長 日程第6、議案第4号、適用外証明交付申請の承認について上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 ページ数は13ページになります。議案第4号、適用外証明交付申請の承認について、1件提出がございます。

場所は、大字〇〇第〇地割、行政区でいくと〇〇地区になります。地図をご覧いただくと〇〇学校の通りを上がった所になります。登記簿上は畑。現況としては宅地になっているということで、所有者より提出されたものです。非農地の事由のところですが、昭和45年に父親が建築した事務所等がございまして、平成元年に相続された。建築当初から、固定資産税が宅地課税であり、畑という認識がなかったということです。今回ここに住宅を新築しようということで、気づいて今に至ったということでございます。面積は517㎡となっております。こちらの現地確認は本田委員、山田委員にお願いしてございます。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査については、本田委員と、私が依頼されておりますので、ご報告いたします。

本田委員 5月20日の13時10分から、山田会長と事務局と現地を確認しました。〇〇の入口から、だいたい70mくらいのところがございます。いろいろと見たのですが、建物には〇〇〇〇と書いてありまして、昭和44年のあたり、私が同地区に住んでいた時から、随分前からある建物だと思って見ていました。今回この案件があったので、私達も畑に建物が建っていると思わなかったです。実際、あの辺を見ますと、登記上の畑に住宅が建っているところが散見されました。いずれ、農地以外になってから長年経過した土地であり、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難であると認められるため。又、周囲農地への影響はなく、許可相当であると考えます。

議 長 ご意見を伺います。

内澤委員 確認ですけど、説明のところ、お父さんが建てた家を壊してそこに建てるのか。それともそれ以外の所に建てる。宅地とするのか。

本田委員 そうではないです。建物が建っている部分があるが、その他にも農地があるのでそこかと思えます。

内澤委員 お父さんが建てた部分も登記簿上は畑で、今回息子さんが建てようとするところも一緒に宅地にするということなのか。

本田委員　　そうです。息子にすれば知らなかったのでしょうか。

内澤委員　　相続の時点で畑になっていたということだから。

本田委員　　今になって初めて農地だということが分かった。息子にすれば固定資産税も払っているのに、宅地だと思っていたそうです。

内澤委員　　現状の宅地は残して、畑の分を宅地にして息子さんが建てると。

本田委員　　畑の地目部分に建物が建っていますが、517㎡の土地全部に建物があるわけではなく、空いているところもあります。

西舘委員　　そもそもこれは、追認案件なんじゃないのか。農地法第5条に該当しないのか。

荻谷委員　　昭和45年に建てたのだから、45、6年はすでに経っているから追認の範囲を超えるのではないか。

西舘委員　　適用外は20年だったか。

内澤委員　　農地は農振地域ではないのか。

事務局　　違います。

荻谷委員　　現状は畑なのか本当に。空いているところを菜園畑などに使っているのではないのでしょうか。

内澤委員　　登記簿上が畑で、そこに建物が建っているわけでしょ。

議　長　　休憩いたします。

休憩：午後　2時　8分

---

再開：午後　2時13分

議　長　　再開いたします。  
番号1について、ご意見を伺います。

( 「異議なし」との声あり )

議 長           ご異議がないので、議案第4号、適用外証明交付申請の承認については、原案のとおり決定することにいたします。

議 長           以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。  
これをもって、第3回軽米町農業委員会総会を閉会といたします。

（ 午後2時14分 閉会 ）